

千葉県における漁場改善計画の認定基準

令和7年9月26日 制定

本県における持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条第3項の規定による漁場改善計画（以下「計画」という。）の認定に係る基準は、下記のとおりとする。

記

認定基準は、「持続的養殖生産確保法の運用について」（平成11年6月2日付け11水推第1133号水産庁長官通知）の「第2の2 認定の基準」の定めによるものとする。

なお、適正養殖可能数量の設定方法については、以下の1から3までを目安とするが、過去の実績だけでなく、最新の漁場環境、養殖管理の実態、環境収容力等を勘案した養殖可能な数量の上限等の範囲内で設定することができるものとする。

- 1 計画の対象となる漁場（以下「漁場」という。）において5年以上養殖している水産動植物については、計画申請の直近5年間における対象水域内の養殖施設数（魚類及びクルマエビ養殖については、投入する種苗の尾数とする。以下「数量」という。）のうち最大値及び最小値を除いた中庸3年間の平均値を適正養殖可能数量とする。
- 2 漁場において養殖を開始してから5年を経過していない水産動植物については、既に当該水産動植物について適正養殖可能数量を定めている近隣の漁場の面積当たりの数量に新たに適正養殖可能数量を定めようとする漁場の面積を乗じた数量を適正養殖可能数量とする。
- 3 1、2の規定に関わらず、令和7年3月30日以前に適正養殖可能数量設定要領（平成23年3月29日付け22水推第1142号）に基づき数量を設定している場合は、当該数量を適正養殖可能数量とすることができる。